

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第120号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則表以外の部分中「サブリーダー」の右に「並びに会計年度任用職員」を加える。

本則の表1の項中「文化芸術政策監」の右に「都市経営戦略監」を加え、「動物園長、交響楽団副楽団長」を削る。

本則の表2の項中「動物園副園長」を「動物園長」に改め、「歴史資料館長」の右に「歴史資料館事務局長」を加える。

本則の表3の項中「交響楽団事務長」を「動物園副園長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)